

広島県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年三月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市高屋町溝口一〇六番一地从ら 東広島市高屋町郷一三三九番三地从先まで	平成二十二年三月一日